

最高裁秘書第1380号

令和4年4月28日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第48号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和4年4月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

令和3年度（最情）諒問第48号

2 理由

- (1) 苦情申出人から提出された意見書（令和4年1月11日付け）によると、本件開示申出の趣旨は、最高裁判所図書館の設置場所について検討や決定を行ったことが分かる文書、すなわち、支部図書館が最高裁判所という機関に設置された理由が分かる文書ではなく、最高裁判所の庁舎（千代田区隼町）に図書館が設置されている理由が分かる文書の提出を求めていることが明らかとなつた。
- (2) (1)を前提に、本件開示申出に係る文書を改めて探索したが、当該文書は存在しなかつた。

なお、裁判所法第14条の3により支部図書館が司法行政官庁としての最高裁判所の所轄の機構となり、これに付設される官署であることから、最高裁判所において設定場所についての検討や決定を行ったことはあり得るため本件開示申出に係る文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としない。

- (3) よって、本件開示申出について「不開示」とする原判断の結論は相当であるが、その理由については、上記に照らし、対象文書について「作成又は取得し

ていない。」ではなく「存在しない。」とするのが相当である。